



く。

四十三 (略)

四十三の二〜四十七 (略)

四十七の二 (略)

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―〔(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―〔(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八〜百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九 (略)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二〜四十七 (略)

四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤

(新設)

四十七の三 ジプロピル―四―メチルチオフエニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八〜百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

<p>2 百一 (略) 百一の二 (略) 百一の三 モルホリン及びこれを含む製剤。ただし、モルホリン六%以下を含むものを除く。 百二 (略) 百二の二〜百十 (略)</p>	<p>2 百一 (略) 百一の二 モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤 (新設) 百二 沃<sup>よう</sup>化水素を含む製剤 百二の二〜百十 (略)</p>
--	--